

令和2年3月

新制度未移行幼稚園に在籍する子どもの
保護者の皆様へ

川西市教育委員会事務局
こども未来部幼児教育保育課

副食費に係る補助事業（補足給付）の実施について（ご案内）

平素は、本市の幼児教育・保育行政にご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

川西市では、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園に通う子どもの給食費のうち副食費（おかず・おやつ等）について補助金を支給する事業（補足給付）を実施することとなりました。

つきましては、下記要件に該当される世帯は、在籍する幼稚園から申請書を受け取り、添付書類と併せ、期日までに在籍する幼稚園に提出いただきますようお願いいたします。

記

1 副食費の補助対象者

以下の（1）もしくは（2）のいずれかに該当する世帯

（1）平成31年度の市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯（年収360万円未満相当の世帯）

（2）小学校3年生以下の子どもから数え、第3子以降にあたる子ども

所得割額は父母の合計額により算定します。単身赴任等で父（母）が同居していない場合であっても合算対象となります。

祖父母と同居しており、父母の収入によって生計が成り立っていないと認められる場合には（父母の収入が103万円未満の場合）、同一世帯の祖父母の市民税所得割額で算定します。

住宅借入金等特別控除・寄付金控除・配当控除等の適用がある方は、これらの控除が適用される前の所得割額により算定します。

離婚が成立していない場合には、別居していても父母の所得割額を合算して算定します。

生活保護を受けられた方もしくは里親（養育里親・養子縁組里親）の方、又は年度途中で税額が変更し上記（1）の条件に当てはまった方も補足給付の対象となりますので幼児教育保育課にご連絡ください。

2 補助金額

給付上限額（子ども1人あたり月額4,500円）の範囲で、実際に園に支払った副食費代を補助します。

令和元年10月以降分が対象です。

預かり保育中に提供される給食費・おやつ等は対象外です。

3 申請手続き

「1 副食費の補助対象者」の要件に該当する方は、以下の書類を在籍している幼稚園が指定する期日までに提出してください（【請求のイメージ】参照）。なお、幼稚園から市への提出期限は令和2年4月10日（金）までとしております。

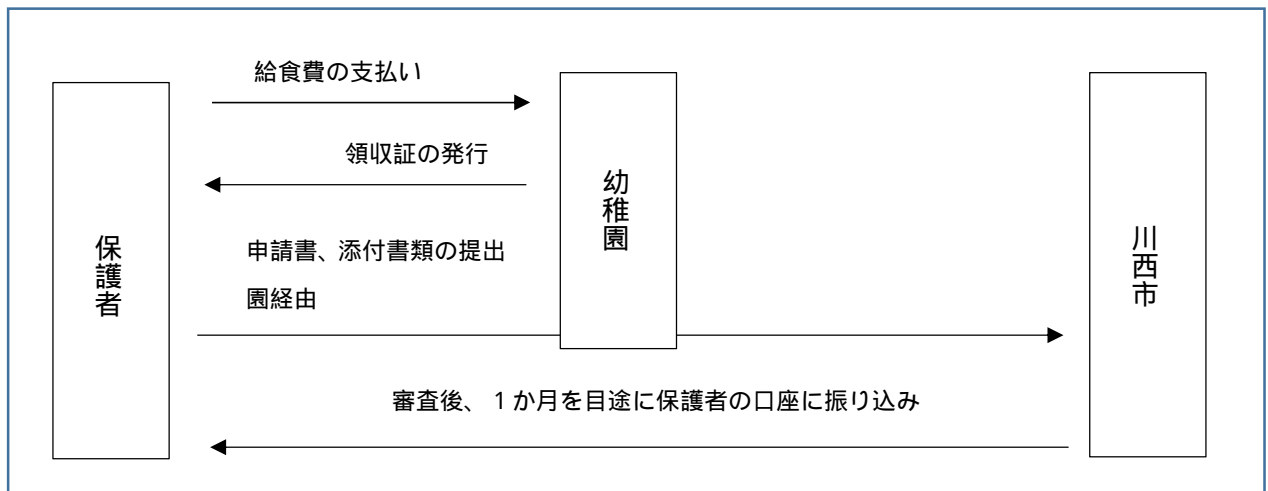
(1) 副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書

(2) 副食費分の記載がある領収証

副食費の領収証は申請書の「幼稚園の証明」欄の証明を幼稚園で受けていただくことで省略することができます。

(3) 平成31年1月1日現在の住所が川西市でない方のみ、父母（場合により祖父母も含む）の平成31年度の市民税所得割額がわかる証明書（課税証明書など）

【請求のイメージ】



4 その他

市が申請書を受け付けた後、市が補助の可否についての審査を行い、1か月後を目途にお支払いします。なお、市民税が未申告の場合には審査ができませんので、申告が必要となります。

また、年度途中で転出された方は、原則、川西市に住居票がある期間の利用分に対しお支払いします。転出後も継続在園する場合は、転出先の市町村にて手続きが必要となりますので、転出先の市町村にお問い合わせください。

5 問い合わせ先

川西市教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育課

〒666-8501 川西市中央町12-1 TEL:072-740-1175（直通）